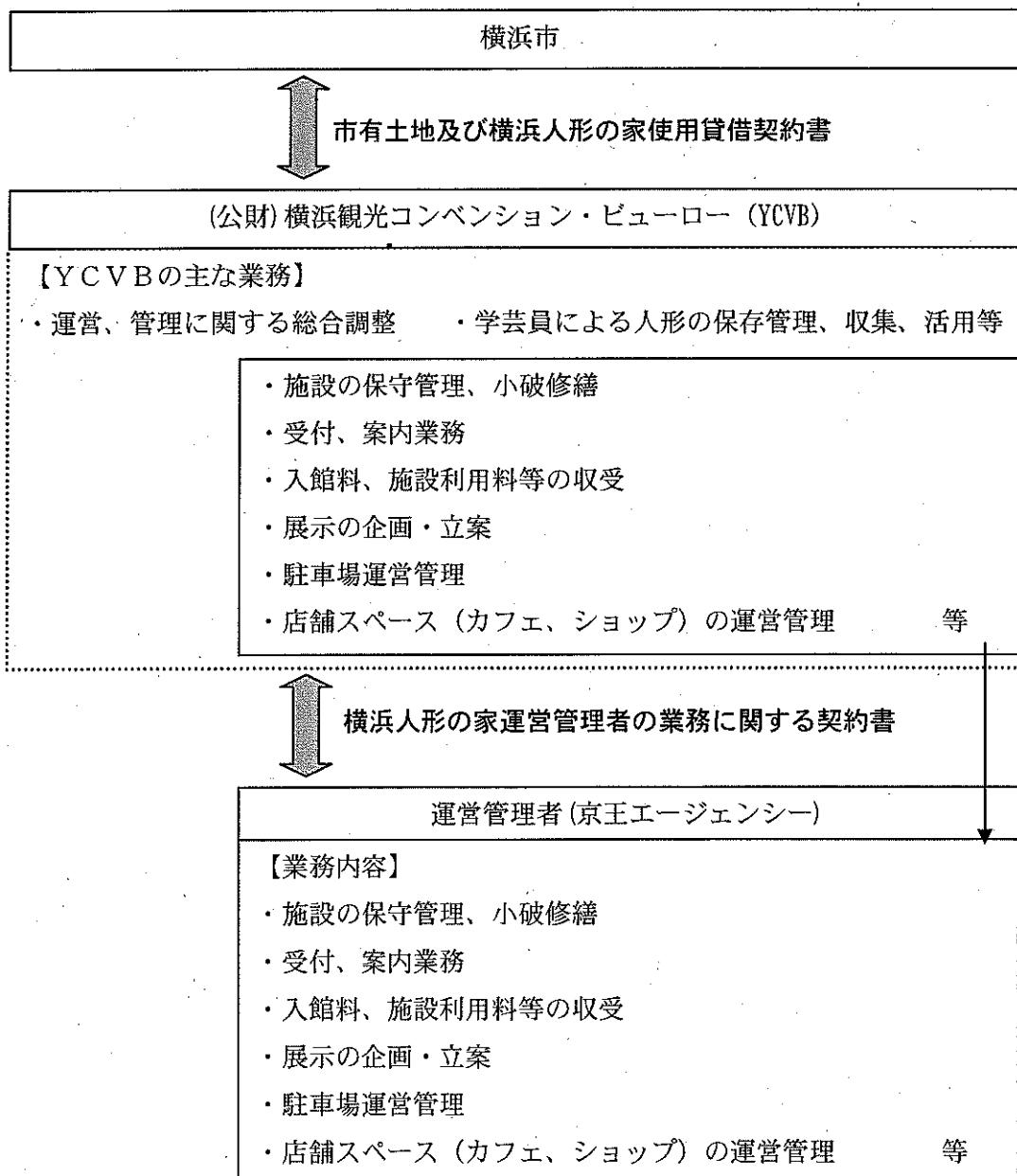


横浜人形の家の管理運営について

1 横浜人形の家の管理運営の仕組み（平成 26 年度）



2 添付資料

平成 26 年度の横浜人形の家管理運営に関する契約書一式

収入印紙

4.000円

平成 26 年度

横浜人形の家運営管理者の

業務に関する契約書

目 次

第1章 総則

- 第1条 契約の目的
- 第2条 運営管理業務の委託
- 第3条 運営管理業務委託の意義
- 第4条 公共性及び民間事業者の趣旨の尊重
- 第5条 信義誠実の原則
- 第6条 対象施設
- 第7条 委託期間
- 第8条 規程の遵守

第2章 業務の範囲と実施条件

- 第9条 業務の範囲
- 第10条 甲が行う業務の範囲
- 第11条 人員配置
- 第12条 許認可及び届出等
- 第13条 近隣対策
- 第14条 業務内容の変更等

第3章 業務の実施

- 第15条 契約以外の規定の適用関係
- 第16条 開業準備
- 第17条 利用要項等の制定
- 第18条 利用申請
- 第19条 利用の許可
- 第20条 利用許可の取り消し
- 第21条 利用者への指導、対応等
- 第22条 自主事業による利用
- 第23条 開館時間と休館日
- 第24条 第三者への委託
- 第25条 管理施設の保全
- 第26条 管理施設の改修等
- 第27条 電気主任技術者の選任及び届出等
- 第28条 防災等
- 第29条 緊急時の対応
- 第30条 個人情報の保護

第4章 備品等の扱い

- 第31条 甲による備品等の貸与
- 第32条 乙に帰属する備品
- 第33条 製作物

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

- 第34条 事業計画書
- 第35条 事業報告書
- 第36条 収支予算書
- 第37条 収支決算書
- 第38条 業務実施状況の確認と改善勧告
- 第39条 運営協議会の設置

第6章 業務実施に係る乙の実施事項

- 第40条 自己評価
- 第41条 連絡調整会議の設置
- 第42条 連絡調整会議の内容

第7章 入館料、施設利用料等

- 第43条 入館料、施設利用料等
- 第44条 入館料、施設利用料等の変更
- 第45条 入館料、施設利用料等の徴収
- 第46条 入館料、施設利用料等の減免
- 第47条 入館料、施設利用料等の不返還
- 第48条 運営管理者の収入
- 第49条 管理口座

第8章 損害賠償及び不可抗力

- 第50条 損害賠償等
- 第51条 第三者への賠償
- 第52条 保険の加入
- 第53条 不可抗力発生時の対応
- 第54条 不可抗力に基づく事故によって発生した費用等の負担
- 第55条 不可抗力による一部の業務実施の免除
- 第56条 責任分担

第9章 運営管理期間の終了

- 第57条 業務の引継ぎ等
- 第58条 原状復帰の義務

第10章 運営管理期間満了以前の契約の解除

- 第59条 甲による契約の解除
- 第60条 乙による契約の解除
- 第61条 反社会的勢力
- 第62条 不可抗力に基づく事故による契約の解除
- 第63条 運営管理期間終了時の取扱い

第11章 その他

- 第64条 情報公開の義務
- 第65条 権利・義務の譲渡の禁止
- 第66条 公租公課
- 第67条 請求、通知等の様式その他
- 第68条 所在地等の変更の届出
- 第69条 解釈
- 第70条 契約の変更
- 第71条 疑義についての協議
- 第72条 準拠法
- 第73条 管轄裁判所

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「甲」という。）と、横浜人形の家の運営管理者株式会社京王エージェンシー（以下「乙」という。）は、次のとおり横浜人形の家の運営管理者（以下「運営管理者」という。）が行う業務に関する各条項を確認し、この契約を締結する。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲及び乙が相互に協力し、業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（運営管理業務の委託）

第2条 甲は、乙に第10条において定める業務を委託するものとする。

（運営管理業務委託の意義）

第3条 甲と乙とは、横浜人形の家の運営管理に関して、甲が運営管理業務を委託することの意義は、経営の独立採算を念頭に置いた自主・自立の運営管理を目指し、民間事業者たる乙のノウハウを活用して多様で広範なネットワークや集客企画アイデアにより施設の活性化を図り、魅力ある施設を実現することであることを確認する。

（公共性及び民間事業者の趣旨の尊重）

第4条 乙は、横浜人形の家の設置目的、運営管理者の指定の意義、及び運営管理者が行う業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、この業務が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な立場にたってこの契約を誠実に履行しなければならない。

（対象施設）

第6条 契約の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

（1）建 物

名称 横浜人形の家（英記：YOKOHAMA DOLL MUSEUM）

所在地 横浜市中区山下町18番地

施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建て

建築面積 1,455.35m²

延床面積 4,442m²

施設内容 1階 カフェ、ショップ、事務室、会議室、機械室

2階 常設展示室、多目的室、ブチギャラリー、エントランスホール
受付窓口ブース

3階 常設展示室、企画展示室、情報コーナー、収蔵庫

4階 あかいくつ劇場；147席、ホワイエ、収蔵庫

5階 機械室

屋外駐車場；大型バス19台・普通車32台分、併用ゲート

付帯施設 入館者用エレベーター（2基）搬出入用エレベーター、収蔵庫

(2) 土地

地 番 横浜市中区山下町18番

地 目 宅 地

面 積 3,163.62m² (公簿上)

(3) 施設形態

建物、土地については横浜市から契約に基づき甲に貸付

2 前項の管理施設のうち、収蔵庫及び研究室は甲の管理とし、本契約の対象から除く。諸室の面積については、別途定める。

3 乙は、善良なる管理者の注意を持って対象施設を管理しなければならない。

(委託期間)

第7条 乙の本業務遂行期間（以下「委託期間」という。）は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 ただし、事業実施状況等を踏まえた甲と乙との協議により、翌年度以降の更新を最多2回まで、できるものとする。

(規程の遵守)

第8条 乙は、この契約に従い、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー横浜人形の家管理運営規程（以下「規程」という。）及び公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー横浜人形の家運営管理業務の基準（以下「業務の基準」という。）等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

第2章 業務の範囲と実施条件

(業務の範囲)

第9条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設の運営に関する業務

ア 横浜人形の家の運営に関する事務、経理業務（入館料、施設利用料等の收受を含む）

イ 横浜人形の家に関する広報宣伝・営業活動（ただし、広報企画は財団と共同）

ウ 展示に関する業務；展示の企画・立案（ただし、財団が指定する展示を除く）、展示設営・管理

エ あかいいくつ劇場、多目的室、プチギャラリーでの自主事業

オ あかいいくつ劇場、多目的室、プチギャラリーの利用に関する事務（利用調整、許可、貸出等）

カ 受付、案内業務（入館者、企画展入場者数、施設利用者、入館料、企画展入場料、施設利用料等及び案内利用者等のデータ集計、把握含む）

キ 店舗スペースの運営管理

ク 駐車場の運営管理

ケ 施設、駐車場、収蔵品を活用した新規の事業

(2) 施設の管理に関する業務

ア 保守管理業務

イ 環境維持管理業務

ウ 自動販売機の管理業務

エ 小破修繕

(3) その他の業務

- ア 事業計画書及び收支予算書の作成
- イ 事業報告書及び收支決算書の作成
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 自己評価の実施
- オ その他日常業務の調整
- カ 財団による業務監査への対応（必要書類等の作成、提出）

2 前項各号に掲げる業務の細目は、業務の基準に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 次の業務については、甲が実施するものとする。

(1) 総合調整

- ア 横浜人形の家の運営、管理に関する総合調整
- イ 運営管理業務の監督、業務監査

(2) 施設の運営に関する業務

- ア 運営管理者が行う人形の展示、劇場の運営に対する助言、指導
- イ 運営管理者が提案する新規事業の承認

(3) 施設等の管理全般に関する業務

- ア 人形等資料の保守管理、収集、活用
- イ 収蔵品データベースの管理
- ウ 収蔵庫、研究室の管理

(4) その他業務

- ア 館内ボランティア組織運営・管理（協力依頼時の連絡調整等）
- イ 横浜人形の家友の会活動の支援
- ウ その他

(人員配置)

第11条 乙は、第10条に定める業務を遂行するにあたり、各業務につき責任者及び必要な人員を配置するものとする。

- 2 乙は、前項で規定する人員について速やかに甲に届出をし、承認を受けなければならない。
- 3 乙は、前項で承認を受けた人員配置について、特段の事情がない限り変更することができない。変更する場合には、前項と同様の手続きをするものとする。

(許認可及び届出等)

第12条 乙は、業務を遂行するために必要な許認可を、乙の責任及び費用において取得する。

- 2 乙が甲に対して、前項に定める許認可の取得及び届出等に関する協力を求めた場合、甲は乙による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力しなければならない。

(近隣対策)

第13条 乙は、業務を遂行するにあたり、自己の責任及び費用において、合理的に要求される範囲で騒音等に関する近隣対策を実施する。なお、近隣対策の実施について、乙は甲に対し事前及び事後にその内容及び結果を速やかに報告するものとし、甲は乙に対して必要な協力をを行うものとする。

(業務内容の変更等)

第14条 この契約で定める業務内容について、特段の事情により変更等をしなければならない場合、甲及び乙は協議のうえ、定めるものとする。

第3章 業務の実施

(契約以外の規定の適用関係)

第15条 甲及び乙はこの契約のほか、次の各号に従って、業務を実施するものとする。

- (1) 平成25年度横浜人形の家運営管理者公募要項（以下「公募要項」という。）
- (2) 横浜人形の家運営管理業務の基準
- (3) 横浜人形の家運営管理者公募委託業務仕様書
- (4) 乙が甲へ提出した事業計画書

2 前項に掲げる各号の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ、記載内容に関する事項を決定するものとする。

(開業準備)

第16条 乙は、運営管理開始日に先立ち、業務の実施に必要な人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、運営管理開始日に先立ち、甲に対して管理施設の一部の利用を申し出ができるものとする。
- 3 甲は、乙からの前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申し出に応じるものとする。

(利用要項等の制定)

第17条 乙は、事業を実施するにあたり、規程第7条並びに業務の基準に基づき、必要な要項及び様式等（以下「要項等」という。）を作成し、甲と協議のうえ定めるものとする。

- 2 乙は、前項で定めた要項等についてパンフレット等の広報媒体を通じてあらかじめ利用者に告知するものとする。
- 3 前項は、入館料、施設利用料等の改定時にもただちに実施するものとする。

(利用申請)

第18条 乙は、前条で定めた要項等に基づき、利用の申請を受け付けるものとする。

(利用の許可)

第19条 乙は、利用申請者に対し、規程及び業務の基準に基づき、利用の許可を行うものとする。

2 乙は、利用許可に関する業務を行う代表者職氏名と公印の印影を甲に届け出るものとする。

(利用許可の取り消し)

第20条 乙は、規程第14条の規定に基づき、利用の許可の取り消し、又は施設の利用の制限、若しくは停止を行うことができるものとする。

(利用者への指導、対応等)

第21条 乙は、利用者が管理施設を支障なく利用することができるよう、適切な指導、助言等を行うものとする。

(自主事業による利用)

第22条 乙は、自らが主催又は共催する事業（以下「自主事業」という。）のために優先的に管理物件を利用することができます。

- 2 乙が自主事業で管理施設を使用する日数については第34条に規定する事業計画に基づき甲と協議のうえ、決定するものとする。
- 3 甲は、甲の自主事業で人形の家の利用を希望する場合、乙に対して申し出を行い、甲と乙の協議のうえ、利用条件等を決定するものとする。

(開館時間と休館日)

第23条 乙は、横浜人形の家の開館時間及び休館日を、甲の承認を受けたうえで、定めるものとする。

- 2 乙は、前項で承認を受けた開館時間及び休館日について、特段の事情がない限り変更することができない。変更する場合には、前項と同様の手続きをするものとする。

(第三者への委託)

第24条 乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。

- 2 乙が、業務の一部を第三者に委託する場合、事前に甲に書面で通知するものとする。
- 3 乙が、業務の一部を第三者に委託する場合、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害等とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の保全)

第25条 乙は、施設を安全かつ安心して使用できるよう、建築物や設備等の破損及び汚損に対する予防保全に努めるものとする。

- 2 乙は、建築物や設備等の破損及び汚損を発見したときは、施設の運営に支障をきたさないように直ちに破損及び汚損を保全する措置をし、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

(管理施設の改修等)

第26条 管理施設の改修、改造については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、実施にあたっては、甲は、乙に事前に承諾を得るものとする。

- 2 管理施設の修繕については、原則として1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満及び、同一修繕案件ごとに年間合計50万円未満のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとし、（第9条に定める小破修繕はこれを指す。）これを超える（消費税及び地方消費税を含む。）ものについては、甲が施設所有者である横浜市と協議し、実施していくものとする。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第27条 乙は、事業用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部に届け出なければならない。

- 2 甲及び乙は、事業用電気工作物の保安業務について、次のとおり定めるものとする。
 - (1) 乙は、甲から運営管理者として指定を受けた本施設の事業用電気工作物について、電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとする。
 - (2) 甲は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
 - (3) 甲及び乙は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させる。

(4) 甲及び乙は、電気主任技術者として選任する者に、当該事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実に行なうことを確約させる。

(防災等)

第28条 乙は消防法及び関係法令に基づき、防火管理者および防災管理者を選任し、所轄の消防署に届出をしたうえで、消防計画および防災計画を作成し遂行するものとする。

2 乙は、自衛消防組織を結成し、防災訓練等を行い、防火・防災に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第29条 運営管理期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、遠やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通报しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第30条 乙は、本業務によって知り得た秘密及び甲の事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託期間が満了し、若しくは委託を取り消された後においても同様とする。乙は、第24条によって業務の一部を第三者に委託する場合は、第三者に対し同様の義務を課さなければならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日横浜市条例第6号、一部改正 平成23年12月22日横浜市条例第50号）及び公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの保有する個人情報の保護に関する規程（平成24年4月1日施行）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第31条 甲は、別途定める備品等（以下、「備品等」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、委託期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、委託期間中、備品等を本業務遂行のためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

4 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

5 乙は、故意又は過失により備品等を破損又は滅失したときは、甲と協議のうえ、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。購入または調達した備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。

6 乙は、委託期間の終了又は委託の取り消しにより業務が終了したときは、備品等一切を甲に返還するものとする。

(乙に帰属する備品)

第32条 乙は、業務にあたり、所有する備品を持ち込み又は購入した場合は、あらかじめ用意する持込備品管理簿に登載するとともに、当該備品に対し、所有者名のシールを貼るなど、

乙の備品であることがわかるような表示を行うものとする。

- 2 乙は、委託期間の終了又は委託の取り消しにより業務が終了したときは、前項の規定に該当する備品を、直ちに自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲との協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する運営管理者に対して引き継ぐことができるものとする。

(製作物)

第33条 乙は、横浜人形の家の広報宣伝又は利用者サービス等のため横浜人形の家に関する印刷物及びインターネット上のホームページ（以下「印刷物等」という。）を作成することができる。

- 2 第1項で規定する印刷物等の権利は、乙に帰属するものとする。

3 乙は、印刷物等に甲が所有する人形等資料及び甲が商標登録又は意匠登録している名称・図形等の使用を希望する場合、甲の承認を得たうえで使用するものとする。ただし、甲が所有する人形資料について、著作権の処理が必要な場合については、乙の責任において処理するものとする。

4 乙は、委託期間の終了又は委託の取り消しにより業務が終了したときは、前項の規定に該当する印刷物等を、直ちに自己の責任と費用で撤去・削除するものとする。ただし、甲との協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する運営管理者に対して引き継ぐことができるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第34条 乙は甲に対し、第10条に定める業務のうち第1号から第3号までの業務について、事業計画書を甲と協議のうえ作成し、平成26年3月末日までに提出し、その後、甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、前項の規定により承認された事業計画書を変更することはできないものとする。

(事業報告書)

第35条 乙は甲に対し、第10条に定める業務について、平成27年4月末日までに26年度の事業報告書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は甲に対し、甲が第59条、第60条、第61条及び第62条に基づき、年度途中において、契約が解除された場合には、解除日から30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

- 4 乙は、運営管理期間終了後1年を経過するまで前項に定める事業報告書の写しを保管するものとする。

(收支予算書)

第36条 乙は甲に対し、26年度の收支予算書を甲と協議のうえ作成し、平成26年3月末日までに提出しなければならない。

(収支決算書)

- 第37条 乙は甲に対し、平成27年4月末日までに前年度の収支決算書を提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は甲に対し、甲が第59条、第60条、第61条及び第62条に基づき、年度途中において、契約が解除された場合には、解除日から30日以内に当該日までの間の収支決算書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、収支決算書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。
- 4 乙は、運営期間終了後、1年を経過するまで前項に定める収支決算書の写しを保管するものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

- 第38条 甲は、運営管理期間中、乙による業務実施状況を確認することを目的として、隨時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について業務監査を実施することができる。
- 2 甲は、前項の実施を外部業者に委託することができる。
- 3 乙は甲が本条1項及び2項を実施する場合、帳票の提出等必要な協力をするものとする。
- 4 乙は、甲が本条第1項に基づき管理施設への立ち入りまたは管理施設の一部の利用を申し出た場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。
- 5 第1項から第3項による業務監査の結果、乙による業務実施が甲の示した基準を満たしていない場合は、甲は乙に対して口頭又は書面により業務の改善を勧告するものとする。
- 6 乙は、前項の改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(運営協議会の設置)

- 第39条 甲は、横浜人形の家の運営に関する協議を行うことを目的として「横浜人形の家運営協議会」(以下「運営協議会」という。)を設置することができる。
- 2 運営協議会の構成団体は、甲、乙及び横浜市所管局とする。ただし、必要に応じて、その他関係者の出席を求めるものとする。
- 3 甲は、協議を要する事項が発生した場合、必要に応じ、隨時運営協議会を開催することができる。

第6章 業務実施に係る乙の実施事項

(自己評価)

- 第40条 乙は、業務の遂行について、利用者等に対する調査により自己評価を行わなければならない。
- 2 乙は、利用者等に対する調査を実施しようとする場合には、事前に甲にその旨を通知する。甲は、乙が行う利用者等に対する調査に立ち会うことができるものとする。
- 3 乙は、第1項に基づく自己評価を行った場合、その結果を甲に報告しなければならない。

(連絡調整会議の設置)

- 第41条 乙は、本業務の実施に関し甲と連絡調整を行うことを目的として、甲と乙とで構成する「横浜人形の家連絡調整会議」(以下「連絡調整会議」という。)を設置するものとする。

(連絡調整会議の内容)

- 第42条 連絡調整会議において、乙は各月の報告を行う。また、甲及び乙が必要と認める事項を協議し、決定することができる。
- 2 連絡調整会議は、月1回程度開催するものとする。
- 3 乙は、甲と乙の間に連絡調整を要する事項が発生した場合、必要に応じ、隨時連絡調整会議を開催することができる。

第7章 入館料、施設利用料等

(入館料、施設利用料等)

- 第43条 乙は、規程第11条第1項の規定に基づき、入館及び施設利用料等乙の収入として收受することができる。
- 2 入館料、施設利用料の額は、規程第11条第2項の規定により、規程別表第2に定める額の範囲内において、乙が甲の承認を得て定める。
- 3 ただし、入館料は乙から事前に申請のあった一人一回につき、大人400円（20名以上の団体350円）、子供200円（20名以上の団体150円）とし、施設利用料は平成26年6月末日まで平成25年度どおりとし、それ以後甲と乙が協議し別途定める。
- 4 附帯設備料金及び企画展等催事の料金は、規程第11条第2項の規定により、必要に応じ、乙がその都度甲の承認を得て定める。
- 5 乙は、甲の承認を得た入館料、施設利用料等の額を速やかに告知するものとする。

(入館料、施設利用料等の変更)

- 第44条 乙は、入館料、施設利用料等を変更しようとする時は、事前に甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は、前項に定める甲の承認を得られた場合、施設利用者等に速やかに告知しなければならない。

(入館料、施設利用料等の徴収)

- 第45条 乙は、施設利用等の許可を得た利用者等から、入館料、施設利用料等の徴収を行うものとする。
- 2 入館料、施設利用料等の徴収は、原則として前納とする。
- 3 附帯設備料金については、使用当日までに徴収するものとする。
- 4 乙は、必要があると認められる場合は、入館料、施設利用料等の徴収を後納とすることができる。

(入館料、施設利用料等の減免)

- 第46条 乙は、規程第12条の規定により、必要があると認められる場合は、入館料、施設利用料等の全部又は一部を免除することができる。
- 2 減免の基準は、乙が甲と協議のうえ定める。

(入館料、施設利用料等の不返還)

- 第47条 乙は、規程第13条の規定により、利用者から徴収した料金を原則として返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、入館料、施設利用料等の全部又は一部を返還することができる。
- 2 返還の基準は、乙が甲と協議のうえ定める。

(運営管理者の収入)

第48条 乙の収入は、入館料、施設利用料等及び自らが企画・実施する各事業の収入（以下「利用料等収入」という。）とする。

2 乙の収入となる前号の収入は、運営管理期間中の利用に係る利用料等収入のみとする。

3 乙が、運営管理期間外の利用に係る利用料等収入等を收受した場合は、甲または甲が指定する新運営管理者に対し円滑に引継ぎを行うものとする。

(管理口座)

第49条 乙は、第48条第1項に定める収入及び経費支出について、人形の家専用の口座を開設し、これを管理するものとする。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第50条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。また、乙の責に帰すべきでない事由によると判断される場合は、その全部を免除する。

(第三者への賠償)

第51条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険の加入)

第52条 乙は、運営管理期間中、施設賠償責任保険に加入しなければならない。保険の範囲は甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、前項による保険の契約書及び保険証書の写しを、当該保険契約の締結後、速やかに甲に提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第53条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力に基づく事故よって発生した費用等の負担)

第5.4条 不可抗力に基づく事故によって、甲又は乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで乙と協議を行い、それが事故の損害等を負担する。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第55条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において契約に定める義務を免れるものとする。

(責任分担)

第56条 甲及び横浜市と乙との責任分担は、下表のとおりとする。

	リスク等の種類	甲及び横浜市	乙
全業務共通	天災等不可抗力によるもの	○	
施設の管理	建築物及び建築設備の欠陥	○	
	甲の責に負うもの	○	
	乙の責に負うもの		○
	使用者等の責に負うもの	甲乙間の協議による	
修繕	小破修繕（1件10万円未満、年間50万円未満）		○
	その他の修繕	○	
その他上記に含まれない事項		甲乙間の協議による	

- 2 甲と乙との責任分担のうち、利用者の責に負う管理物件の損傷または汚損について、責めを負う利用者が特定できる場合、乙はその利用者と損害回復等について交渉にあたるものとする。利用者が特定できない場合、又は利用者が損害回復等に応じない場合は、甲乙間で協議のうえ対応を決定する。

第9章 運営管理期間の終了

(業務の引継ぎ等)

第57条 乙は、本契約の終了に際し、甲又は甲が指定する新運営管理者に対し、円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、次の運営管理期間の開始までに引継ぎ等を行わなければならない。

(原状復帰の義務)

第58条 乙は、本契約の終了までに、管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、横浜市及び甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

第10章 運営管理期間満了以前の契約の解除

(甲による契約の解除)

第59条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その契約を解除することができる。

- (1) 乙が業務に際し不正行為があったとき
- (2) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本契約の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、乙から本契約締結の解除の申し出があったとき
- (5) 破産法、会社更生法、民事再生法及び商法に基づく乙の破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別精算の手続き開始その他これらに類似する乙への手続きの開始が申し立てられたとき

- 2 甲は、前項に基づいて運営管理の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知したうえで、次の事項について乙と協議しなければならない。

- (1) 運営管理取り消しの理由
 - (2) 運営管理取り消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と運営管理取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は、次の運営管理者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう必要な引継ぎをするものとする。また、乙は、甲と乙の協議のうえ、管理物件を原状に回復しなければならない。
- 4 第1項の規定により、甲が契約を解除した場合において、乙が甲に損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 第1項の規定により、甲が契約を解除した場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による契約の解除)

第60条 乙は次の各号のいずれかに該当する場合、この契約の解除をすることができる。

- (1) 甲が業務に際し不正行為があったとき
 - (2) 甲が乙に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3) 甲が本契約内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (4) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害又は損失を被り、そのため本事業の継続が困難な場合
 - (5) 破産法、会社更生法、民事再生法及び商法に基づく甲の破産、清算、解散、会社更生、民事再生、会社整理、特別精算の手続き開始その他これらに類似する甲への手続きの開始が申し立てられたとき
- 2 乙は、前項に基づいて契約の解除を行おうとする際には、事前にその旨を甲に通知した上で、次の事項について甲と協議しなければならない。
- (1) 契約解除の理由
 - (2) 契約解除の要否
 - (3) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により、乙が契約を解除したときは、次に指定される運営管理者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう協力するものとする。また、管理物件を原状に回復については甲乙協議するものとする。
- 4 第1項の規定により、乙が契約を解除した場合において、甲が乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 第1項の規定により、乙が契約を解除した場合において、甲に損害・損失や増加費用が生じても、乙はその賠償の責めを負わない。

(反社会的勢力)

第61条 甲および乙は、互いに相手方に対し、自らまたは自社の取締役、監査役その他執行役員等職務遂行に関して重要な地位にある従業員ら（以下これらのものをあわせて「役員等」という）が以下の各号のいずれにも該当しないことおよび以下の各号の個人または団体からいかなる出資を受けていないことを表明して、確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同じ）
- (3) 暴力団関係企業または暴力団もしくは暴力団の構成員が出資もしくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体
- (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロその他反社会的勢力に該当するもの
- (5) 特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体またはその構成員

(6) その他前各号に準ずる者

2. 甲および乙は、互いに相手方に対し、自らまたは自社の役員等もしくはその他第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを表明して、確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲および乙は、相手方が前二項の表明事項に違反していた場合または相手方が将来前記の表明事項に違反する事態になったと判断した場合は、何ら通知・催告なく本契約を解除することができる。これらの場合、甲および乙は、自己の違反により、相手方から本契約を解除されることに異議を述べないことおよびこれにより相手方が被った損害を賠償することを互いに確約する。

(不可抗力に基づく事故による契約の解除)

第62条 甲又は乙は、不可抗力に基づく事故の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して契約解除の協議を求めることができるものとする。

2. 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は契約の解除を行うものとする。

3. 前項における契約解除によって乙に発生する損害・損失及び増加費用の負担については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(運営管理期間終了時の取扱い)

第63条 第57条及び第58条の規定は、第59条、第60条、第61条及び第62条の規定によりこの契約が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第11章 その他

(情報公開の義務)

第64条 乙は、この業務に関し、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの保有する情報の公開に関する規程(平成24年4月1日施行)に準じ、情報公開に応じなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第65条 乙は、この契約上の権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。ただし、甲の事前の承認がある場合はこの限りではない。

(公租公課)

第66条 この契約に基づく一切の業務に関連して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(請求、通知等の様式その他)

第67条 この契約に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(所在地等の変更の届出)

第68条 乙は、その所在地、代表者、公印等に変更があったときは、速やかにそれを証する文書を添付して書面により甲に届け出るものとする。

(解釈)

第69条 甲がこの契約の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(契約の変更)

第70条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、契約の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第71条 この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は契約に特別の定めのない事項については、甲と乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。また、乙は、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、その都度甲に確認するものとする。

(準拠法)

第72条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第73条 この契約に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、甲、乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月25日

甲

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センター1階
公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー¹
理事長 新町 光示

乙

東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
新宿NSビル23階
株式会社 京王エージェン²
代表取締役社長 武井 良³

業務委託契約書

株式会社京王エージェンシー(以下「甲」という)と株式会社エクスポート(以下「乙」という)とは、甲が運営受託する施設「横浜人形の家」ショップ(以下本店舗という)に関し、甲乙協議の上、次の通り業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

(基本精神)

第一条 本店舗の運営については、甲乙の協調関係を基本精神とする。

(委託業務)

第二条 甲は乙に対し、本店舗において甲の名において行う次の商品販売業務等(以下「本業務」という)を次の方針により委託し、乙は甲と協議の上、甲の了解の下本業務を遂行する。

- (1) 商品の仕入れ保管・搬入・展示及び販売業務
- (2) 店舗装飾の企画・実施
- (3) 商品の企画開発業務
- (4) 店舗の販売促進催事の企画実施業務
- (5) その他商品販売に付帯する業務

(委託期間)

第三条 本契約の期間は、2014年4月1日より2015年3月31日までとする。

ただし、甲が本店舗の運営を2015年4月以降も更新受託する場合は、本契約の継続について協議するものとする。

(売上報告)

第四条 乙は、毎営業日の売上高(消費税を除く)を所定の書面をもって甲に報告しなければならない。

(施設利用料)

第五条 第四条に定める売上高の集計期間は、毎月1日から同月末日までとし、乙は

金額を翌月末日まで

に甲に支払う。

(施設使用料率)

第六条 施設使用料は、[]とする。

2. 施設使用料率の改定に関しては、本契約期間中といえども甲乙合意により、変更できるものとする。

(費用負担)

第七条 本業務に要する費用の負担は次の通りとする。

(1) 甲の負担する費用

1. 本店舗の内装、据付什器、外装(外吊りバナー、雨よけテント)、空調、電気設備の工事費並びに維持管理及び更改に係る費用
2. 商品・什器備品等以外に係る火災保険料等及び損害保険料
3. その他、上記業務に関する一切の業務

(2) 乙の負担する費用

1. 可動什器・備品
2. 本業務を遂行するに必要な乙の使用人の給与
3. 通信回線費、電話機、ファクシミリ機、POS 対応レジスター機
4. 店舗販売用の商品仕入れ費用
5. 店舗装飾費(商品 POP 等)
6. 販売用備品、買上袋、消耗品
7. 商品及び備品等に係る火災保険及び盗難保険等の保険料
8. その他、上記業務に関する一切の業務

(3) 外装(外吊りバナー、雨よけテント)の費用負担に関しては、甲乙協議するものとする。

(著作権・使用権)

第八条 乙が制作した店舗名称及びロゴマークに関する著作権は乙に帰属し、また、「人形の家」という名称は無償にて使用することができる。

(守秘義務)

第九条 乙は、委託業務の履行にあたって知り得た甲および本事業の関係人の機密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は委託業務に従事する乙の従業員についてもこれを遵守させるものとする。

(善管注意義務)

第十条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。

(指示事項)

第十一條 次の事項については、甲が乙の意見を参考に決定し、乙はこれに従うものとする。

- (1) 営業日・営業時間
- (2) その他本店舗の営業上甲が指示する事項

(解除)

第十二條 甲または乙が本契約の条項の1つに該当した場合には、相手方は何ら通知催告を行うことなく、ただちに本契約を解除することができる。ただし、損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約の各条項に違反したとき。
- (2) 他法人との合併、分割、または著しい組織変更等により、本業務の円滑な遂行が困難となったとき。
- (3) 銀行取引停止の状態に陥り、または破産、民事再生手続き、会社整理もしくは会社再生手続きの申立てがあったとき。
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売等の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 営業につき行政庁から取消、または停止の処分を受けたとき。
- (6) 経営または財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (7) その他債権を保全する必要が生じたとき。

(反社会的勢力)

第十三條 甲及び乙は、互いに相手方に対し、自ら又は自社の取締役、監査役その他執行役員等職務遂行に関して重要な地位にある従業員ら（以下これらのものをあわせて「役員等」という）が以下の各号のいずれにも該当しないこと及び以下の各号の個人又は団体から如何なる出資を受けていないことを表明して、確約する。

- ①暴力団
 - ②暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同じ）
 - ③暴力団関係企業又は暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行について重要な地位に就いている団体
 - ④総会屋、社会運動標榜ゴロその他反社会的勢力に該当するもの
 - ⑤特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体又はその構成員
 - ⑥その他前各号に準ずるもの
- 2 甲及び乙は、互いに相手方に対し、自ら又は自社の役員等若しくはその他第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを表明して、確約する。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前二項の表明事項に違反していた場合又は相手方が将来前記の表明事項に違反する事態になったと判断した場合は、何ら通知・催告なく本契約を解除することができる。これらの場合、甲及び乙は、自己の違反により、相手方から本契約を解除されることに異議を述べないこと及びこれにより相手方が被った損害を賠償することを互いに確約する。

(解約)

第十四条 本契約の期間内において解約とする場合は、甲乙各々六ヶ月前迄に文書をもつて相手方に予告し、甲乙協議するものとする。

(確認事項)

第十五条 乙は本契約により、本店舗に対する貸借権、独立の占有権を有するものでないことを確認する。

(契約終了に伴う店舗の引渡し)

第十六条 本契約期間満了、解除、解約により本契約が終了したときは、乙の設置した家具・什器・備品及び事務機器等を速やかに撤去の上、本店舗を平成23年4月5日に引渡しを受けた現状に復帰し、明け渡すものとする。

2. 前項の契約終了に際し、甲乙が共同開発を行った商品在庫の買い取りに関し、協議に応じるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第十七条 本契約によって生じる乙の権利及び義務は、第三者に譲渡または貸与もしくは再委託してはならない。

(不可抗力免責)

第十八条 天変地異、戦争、暴動その他甲乙どちらの責に帰することができない事由により、本業務の遂行が著しく遅延、停止または不能となった場合、甲乙は共にその責を免れるものとする。

(損害賠償)

第十九条 乙は本業務の遂行にあたり、乙の故意または重大な過失により甲または第三者に損害をおよぼした場合、甲は乙に対して損害を請求し、乙はこれに従うものとする。

(管轄の合意)

第二十条 本契約に関して生じた紛争については管轄裁判所を東京地方裁判所とすることで合意する。

(準拠法)

第二十一条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(その他)

第二十二条 本契約に定めのない事項、並びに本契約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決にあたる。

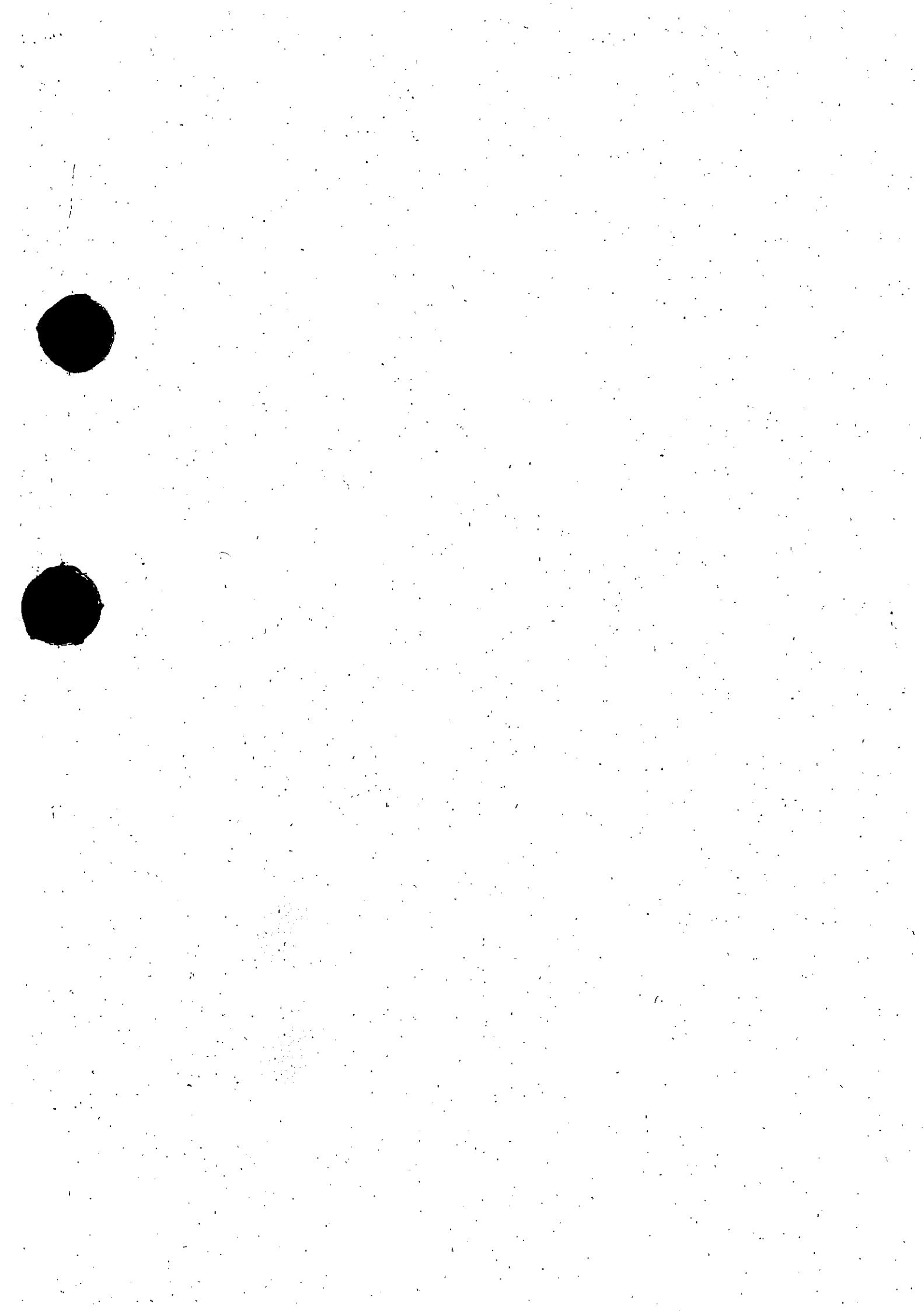
本契約締結の証しとして本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上その一通を保有する。

以上

2014年3月31日

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル23階
甲 株式会社京王エージェンシー
代表取締役社長 武井 良仁

横浜市中区海岸通4-24
乙 株式会社エクスポート
代表取締役社長 中川 憲道



業務委託契約書

株式会社京王エージェンシー(以下「甲」という)とカフェ エリオットアベニュー(以下「乙」という)とは、甲が運営受託する施設「横浜人形の家」コーヒーショップ(以下本店舗という)に関し、甲乙協議の上、次の通り業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

(基本精神)

第一条 本店舗の運営については、甲乙の協調関係を基本精神とする。

(委託業務)

第二条 甲は乙に対し、本店舗において甲の名において行う次の商品販売業務等(以下「本業務」という)を次の方針により委託し、乙は甲と協議の上、甲の了解の下本業務を遂行する。

- (1) 商品の仕入れ保管・搬入・展示及び販売業務
- (2) 店舗装飾の企画・実施
- (3) 商品の企画開発業務
- (4) 店舗の販売促進催事の企画実施業務
- (5) その他商品販売に付帯する業務

(委託期間)

第三条 本契約の期間は、2014年4月1日より2015年3月31日までとする。

(売上報告)

第四条 乙は、毎営業日の売上高(消費税を除く)を所定の書面をもって甲に報告しなければならない。

(施設利用料)

第五条 第四条に定める売上高の集計期間は、毎月1日から同月末日までとし、乙は

金額を翌月末日まで
に甲に支払う。

(施設使用料率)

第六条 施設使用料は、■■■■■とする。

2. 施設使用料率の改定に関しては、本契約期間中といえども甲乙合意により、変更できるものとする。

(費用負担)

第七条 本業務に要する費用の負担は次の通りとする。

(1) 甲の負担する費用

1. 本店舗の内装、据付什器、外装、空調、電気設備の工事費並びに維持管理及び更改に係る費用
2. 商品・什器備品等以外に係る火災保険料等及び損害保険料
3. その他、上記業務に関する一切の業務

(2) 乙の負担する費用

1. 可動什器・備品
2. 本業務を遂行するに必要な乙の使用人の給与
3. 通信回線費、電話機、ファクシミリ機、POS 対応レジスター機
4. 商品の仕入れ費用
5. 店舗装飾費(商品 POP 等)
6. 販売用備品、買上袋、消耗品
7. 商品及び備品等に係る火災保険及び盗難保険等の保険料
8. その他、上記業務に関する一切の業務

(3) 外装(外吊りバナー、雨よけテント)の費用負担に関しては、甲乙協議するものとする。

(著作権・使用権)

第八条 乙が制作した店舗名称及びロゴマークに関する著作権は乙に帰属し、また、「人形の家」という名称は無償にて使用することができる。

(守秘義務)

第九条 乙は、委託業務の履行にあたって知り得た甲および本事業の関係人の機密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は委託業務に従事する乙の従業員についてもこれを遵守させるものとする。

(善管注意義務)

第十条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。

(指示事項)

第十一條 次の事項については、甲が乙の意見を参考に決定し、乙はこれに従うものとする。

(1) 営業日・営業時間

(2) その他本店舗の営業上甲が指示する事項

(解除)

第十二条 甲または乙が本契約の条項の1つに該当した場合には、相手方は何ら通知催告を行うことなく、ただちに本契約を解除することができる。ただし、損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約の各条項に違反したとき。
- (2) 他法人との合併、分割、または著しい組織変更等により、本業務の円滑な遂行が困難となったとき。
- (3) 銀行取引停止の状態に陥り、または破産、民事再生手続き、会社整理もしくは会社更生手続きの申立てがあったとき。
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売等の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 営業につき行政庁から取消、または停止の処分を受けたとき。
- (6) 経営または財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (7) その他債権を保全する必要が生じたとき。

(反社会的勢力)

第十三条 甲及び乙は、互いに相手方に対し、自ら又は自社の取締役、監査役その他執行役員等職務遂行に関して重要な地位にある従業員ら（以下これらのものをあわせて「役員等」という）が以下の各号のいずれにも該当しないこと及び以下の各号の個人又は団体から如何なる出資を受けていないことを表明して、確約する。

- ①暴力団
- ②暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同じ）
- ③暴力団関係企業又は暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体
- ④総会屋、社会運動標榜ゴロその他反社会的勢力に該当するもの
- ⑤特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体又はその構成員
- ⑥その他前各号に準ずるもの

2 甲及び乙は、互いに相手方に対し、自ら又は自社の役員等若しくはその他第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを表明して、確約する。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項の表明事項に違反していた場合又は相手方が将来前記の表明事項に違反する事態になったと判断した場合は、何ら通知・催告なく本契約を解除することができる。これらの場合、甲及び乙は、自己の違反により、相手方から本契約を解除されることに異議を述べないこと及びこれにより相手方が被った損害を賠償することを互いに確約する。

(解約)

第十四条 本契約の期間内において解約とする場合は、甲乙各々六ヶ月前迄に文書をもつて相手方に予告し、甲乙協議するものとする。

(確認事項)

第十五条 乙は本契約により、本店舗に対する貸借権、独立の占有権を有するものでないことを確認する。

(契約終了に伴う店舗の引渡し)

第十六条 本契約期間満了、解除、解約により本契約が終了したときは、乙の設置した家具・什器・備品及び事務機器等を速やかに撤去の上、本店舗を引渡しを受けた現状に復帰し、明け渡すものとする。

2. 前項の契約終了に際し、甲乙が共同開発を行った商品在庫の買い取りに関し、協議に応じるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第十七条 本契約によって生じる乙の権利及び義務は、第三者に譲渡または貸与もしくは再委託してはならない。

(不可抗力免責)

第十八条 天変地異、戦争、暴動その他甲乙どちらの責に帰することができない事由により、本業務の遂行が著しく遅延、停止または不能となった場合、甲乙は共にその責を免れるものとする。

(損害賠償)

第十九条 乙は本業務の遂行にあたり、乙の故意または重大な過失により甲または第三者に損害をおよぼした場合、甲は乙に対して損害を請求し、乙はこれに従うものとする。

(管轄の合意)

第二十条 本契約に関して生じた紛争については管轄裁判所を東京地方裁判所とすること
で合意する。

(準拠法)

第二十一条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(その他)

第二十二条 本契約に定めのない事項、並びに本契約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙
誠意をもって協議し、解決にあたる。

本契約締結の証しとして本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上その一通を保有する。

以上

2014年3月31日

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル23階

甲 株式会社京王エージェンシー
代表取締役社長 武井 良^信

神奈川県横浜市旭区上白根1-5-854

乙 カフェ エリオットアベニュー
代表 輿石 賢^吾